

## Global Tax Update

### 英国

デロイト トーマツ 税理士法人

2017年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### Spring Budget 2017 日系企業グループへの影響

##### (1) 背景

英国財務大臣は、英国予算案発表が今年から秋に行われるようになるため、春季としては最後となる予算案を2017年3月8日に発表した。

今回の予算案の発表は、2017年度の英国の経済成長率の大幅な改善予測と、G7の中で2番目に高い成長率等を背景に行われた。

近年の英国税制の大幅な改正に伴い、新しく重要な制度改正が行われることはなく、企業の不安を払拭するための予算となり、また、英国が「ビジネスのためにオープンである」ことを再度強調したものとなった。

本ニュースレターでは、今回の春季予算案の中から、特に日系企業グループに対する影響が大きいと考えられる項目について解説を行う。各項目の詳細については、下記特設サイトを参照のこと。

>> [UK Spring Budget 2017](#) (デロイト UK ウェブサイト (英語))

##### (2) ビジネス タックス

財務大臣のビジネス タックスに対する焦点は、安定を維持し、英国への投資を奨励することにあつたといえる。また、財務大臣は2016年度予算案において発表された「ビジネス タックス ロードマップ」への政府のコミットメントを再確認した。ロードマップに含まれている主な内容は以下のとおりである。

###### 1) 法人税率

政府は、法人税率が現行の20%から2017年4月1日以後は19%に引き下げられ、さらに2020年4月1日以後は17%に引き下げられることを確認した。これらの法人税率の引下げは、2016年9月に女王の裁可を受けた2016年度財務法に含まれており、既に施行が決定されている。

これにより、英国の国際競争力がさらに強化され、事業投資と経済成長を促進することが期待される。特に

2020年からの法人税率17%は、シンガポール等に代表される低税率国並みの低い法人税率といえる。一方で、日系企業にとっては、現行法上「20%未満」にトリガー税率が設定されている日本の外国子会社合算税制 (Japan Controlled Foreign Company: 以下「JCFC」) (いわゆる、タックスヘイブン対策税制) の影響を受ける可能性が高まる。租税負担割合がトリガー税率を下回る英国の子会社について、ほとんどの場合、事業を実体的に行われていることが認められる適用除外基準に該当することが予測されるが、英国で特定の資産性所得を受け取っていたり、英国での広範な投資と事業活動の双方を行っている一部の日系企業においては、2017年4月1日からの法人税率の引下げの影響を受ける可能性があるため、早急に英国内の活動内容についての見直しを行う必要がある。

また、2016年12月に日本政府が発表した2017年度税制改正大綱の中で、JCFC制度の大幅な改正案を公表したことにも留意しなければならない。本大綱において提案された改正内容は抜本的なものとなっているが、重要な点としては、ほとんどの場合、実質的に「20%未満」のトリガー税率は存置されることになり、現行制度上の適用除外基準が経済活動基準へ改組されることが挙げられる。また資産性所得が受動的所得として改められ、課税対象が大幅に拡大されることも大綱における大きな特徴といえる。このため、日系企業グループにおけるJCFC制度の適用について、より詳細な検討を必要とするものとなっている。

###### 2) 純支払利息の損金算入制限制度の改正

2017年4月1日以後の純支払利息の損金算入を制限するための制度を、2017年度財政法案において導入することを確認した。

ドラフト法案は2017年1月26日に公表され、意見募集の対象となっていた。当該意見募集の結果を受け、ドラフト法案では、新規則に関するコンプライアンスの潜在的な負担を軽減し、特定の産業に関連する課題に対処し、また、繰越支払利息の損金算入を阻害する可能性の

ある一定の制限を取り除くための措置を含む、いくつかの変更が発表された。

この損金算入制限制度において重要な点は、英国内グループ単位で適用されることと考えられる。すなわち、英国における事業活動が事業部別に管理されていることの多い日系企業グループでは、関連するデータの収集方法を検討し、また、英国の子会社間における制度の運用についての調整を行う必要があることを意味する。

### 3) ハイブリッド ミスマッチ

2016 年度財政法で制定され、2017 年 1 月 1 日より施行されている英国版ハイブリッド ミスマッチ ルールに対する重大な改正は発表されなかった。一方で、財務大臣は当初 2016 年 12 月 5 日に発表された数多くの実務的な制度変更を行うことについて再確認した。変更は 2017 年 1 月 1 日から遡及して適用される。

### 4) 欠損金控除制度の改正

欠損金控除制度を改正するための法案を 2017 年度財政法案に含めることが確認された。

既に公表されている制度改正の内容に対する重要な変更は提案されなかったが、一方で、財務大臣は、2017 年 1 月 26 日に公表されたドラフト法案に、石油・ガス会社および石油関連コントラクターに適用される条項を含むよう修正する予定である旨を発表した。

欠損金控除制度に関しても、英国内グループごとの適用となるため、上述の純支払利息の損金算入制限制度と同様に、英国における事業活動が事業部別に管理されていることの多い日系企業グループでは、関連するデータの収集方法を検討し、また、英国の子会社間における制度の運用についての調整を行う必要があることを意味する。

### 5) 試験研究開発費(R&D)税制のレビュー

英国の R&D 税制は、特に「所得控除制度」(Super deduction Regime)から「税額控除制度」(Above the Line)への変更を筆頭に、試験研究開発活動を行う企業による投資を英国に呼び込むために近年改正が行われたものであるが、現行制度の見直しの結果においても、英国政府は同税制が効果的かつ国際的に競争力があるものと判断された。

一方で、事務負担を可能な限り簡略化し、また税制適用の確実性を高めることにより、さらなる投資を呼び込むことを目的とし、R&D 制度の申請手続を簡素化する予定であることが併せて発表された。なお、R&D 税制の内容は今後も継続して見直しの対象とされている。

### 6) 源泉税

源泉税については英国内企業が支払う利息に関して、次の二つの制度改正が発表されている。

まず、英国の既存の租税条約パスポート(Double Tax Treaty Passport: 以下「DTTP」)制度は、英国内の借手に貸付を行う外国企業が DTTP を取得し、それぞれの租税条約の適用要件を満たしていることを確認するものである。DTTP 制度は、個々の貸付ごとに事前のクリアランスを申請することなく、貸手の会社が英国企業に対し行ったすべての貸付に租税条約で定められた税率を

適用することができるように導入されたものである。財務大臣は今回の予算案において、英国企業による資金調達をより容易にすることを目的として、同システムの仕組みを簡素化することを発表した。

次に、多角的取引システム(Multilateral Trading Facility)で取引される債券に関しての免除規定が導入される。政府は、この免除規定の運用に関する意見募集を行う予定であるが、同規定の内容は、上場ユーロ債(Quoted Eurobonds)に関して支払われた利子について源泉税を免除する既存の規定と同様のものとなることが予測されている。

### 7) Substantial Shareholding Exemption(SSE)

2017 年 4 月 1 日から施行される新しい規定に先立ち、以前発表された SSE(英国法人による一定の株式譲渡益の非課税措置)制度の簡素化についての改正が行われることが確認された。改正は、株式を保有する企業が事業会社または事業グループの一部であることという要件が撤廃される一方で、株式の売却対象となった企業が事業会社であるかどうかという要件は残されることになる。

### (3) 業種別項目

今回の予算案の発表には、主に次のような業種別項目が含まれた。

- **保険会社**: 2016 年秋の財政演説で発表されたように、保険課税(Insurance Premium Tax)の税率は現行の 10%から 2017 年 6 月以後、12%に引き上げられる予定である。また、既存の Anti forestalling Legislation は廃止され、2017 年 3 月 8 日以後、新たな制度が導入される
- **石油ガス会社**: 2016 年秋の財政演説において、過去一度も石油収入税(Petroleum Revenue Tax: 以下「PRT」)を支払ったことがない企業が PRT 制度から撤退するためのプロセスを合理化し、その他のケースにおいても報告手続を簡略化するための制度改正が発表された。改正制度は、2017 年 3 月 20 日に公表され、2016 年 11 月 23 日に遡って適用される
- **オフショア不動産開発業者**: 政府は、2017 年 3 月 8 日以後に計上された英国の土地の売買または開発から発生するすべての利益について、売買契約等が 2016 年 7 月 5 日以前に締結されていたかどうかにかかわらず、英国の法人税または所得税の課税対象とするための法案を 2017 年度財政法案に含めることを発表した

### (4) コンプライアンス

#### 1) 大企業に対するタックス・レビュー

英国歳入税関庁(HM Revenue & Customs : 以下「HMRC」)は、コンプライアンスの強化とタックス ギャップ(納められるべき税額と、実際に徴収できた税額の差額)の縮小を目指して、大企業のリスクをプロファイリングするためのプロセスについて意見募集を実施する予定である。この意見募集は 2017 年夏までに開始され、12 週間に渡って実施される予定である。

## 2) デジタル化

税務のデジタル化に係るプロセスは 2015 年に発表され、HMRC に四半期ごとのサマリーを提出する条件等、自営業者、地主および小規模企業が会計記録を保管する方法を根本的に変えるものとなる。

法案は 2017 年度財政法案に含まれる予定となっており、基本的には 2018 年 4 月以後の施行となるが、83,000 ポンド以下の売上高または不動産賃借料の受取手については施行時期が 2019 年 4 月まで延期される。さらに当該新制度は、2020 年 4 月以後、法人税の課税対象となる小規模企業に対しても拡大適用されることが予定されている。

## 3) 租税回避

資本性資産を事業用在庫に分類し、キャピタル ロスを事業損失に置き換えることによる租税回避を防止するための法令等、一定の租税回避行動に対応するための措置が発表された。当該新制度は即日適用となっている。

## (5) 間接税

### 1) ビジネス レイツ

ビジネス レイツの再評価が 2017 年 4 月 1 日からイングランドにおいて効力を発揮する。当該再評価によって企業に課されるビジネス レイツの水準が影響を受けるが、今回の予算案では、ビジネス レイツの引上げによって不当に影響を受けることが予測される低価格不動産に対する救済措置が発表された。

併せて政府は、再評価が適切な頻度で行われないことによって生じるビジネス レイツの大きな変動を避けるために、将来的にはビジネス レイツの再評価を現在よりも頻繁に行うことを発表した。同改訂のための望ましいアプローチは、2017 年度秋季予算案まで発表されない予定ではあるが、政府は次回、ビジネス レイツの再評価が予定されている 2022 年に先立って意見募集を実施することを確認した。

### 2) 付加価値税 (Value Added Tax: VAT)

財務大臣は、英国在住の消費者に提供される携帯電話関連サービスに関し、EU 域外での使用を英国付加価値税の課税対象外とする規定 (use and enjoyment) を廃止すると発表しました。これにより、EU 域外で使用されるサービスについて、英国の付加価値税の課税対象となる。追加的な法令や影響度の詳細は、本年度後半に明らかになる予定である。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 [ykonii@deloitte.co.uk](mailto:ykonii@deloitte.co.uk)

ディレクター 日高 大雅 [hhidaka@deloitte.co.uk](mailto:hhidaka@deloitte.co.uk)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.